

# 岐阜県給与支払明細書広告掲載要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県（以下「県」という。）の新たな財源確保を行い、もって県民サービスの向上を図るため、県が職員（県費負担教職員を含む。以下同じ。）に交付する毎月の給与及び期末・勤勉手当に係る給与支払明細書（以下「給与支払明細書」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告掲載 紙と支払明細書に企業等の広告を掲載することをいう。
- (2) 広告申込者 広告掲載の申込みを行う者をいう。
- (3) 広告代理業者 岐阜県入札参加資格者名簿「広告、看板、標識の委託業務」に登載された広告業務を営む者をいう。
- (4) 広告契約者 県と契約を締結して広告掲載をする者をいう。
- (5) 広告主 広告代理業者などの広告契約者を通じて広告掲載する者をいう。
- (6) 広告契約者等 広告契約者及び広告主をいう。

## (広告掲載の方法)

第3条 県は給与支払明細書に広告を掲載するための広告枠を設け、広告契約者に提供するものとする。

## (広告契約者等の要件)

第4条 広告契約者等が、次のいずれかに該当する業種又は事業者に係るものであるときは、広告掲載の対象としない。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの
- (3) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領及び岐阜県森林整備業務請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止を受けているもの並びに岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領及び岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱に基づく入札資格停止を受けているもの
- (4) 次の各号のいずれかに該当するとき

- 一 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
  - 二 乙の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
  - 三 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められるとき。
  - 四 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
  - 五 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - 六 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - 七 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - 八 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められるとき。
  - 九 乙が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
  - 十 乙が、二から八までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（八に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当するもの
  - (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
  - (7) 調査会社、探偵事務所等に関するもの
  - (8) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他これに類する取引に関するもの
  - (9) 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
  - (10) 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの営業停止そ

の他の不利益処分を受けているもの

- (1 1) 行政機関等からの指導による改善がなされていないもの
- (1 2) 県税を滞納しているもの
- (1 3) 前各号に掲げるもののほか広告契約者等とすることが適当でないと認められるもの

(広告の要件)

第5条 広告の内容は、県行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、職員に不利益を与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあるときは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令、条例、規則、通達等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反しているもの又は青少年の健全な育成を阻害するもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (4) 政治性や宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 比較広告
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

2 前項に掲げる内容に係る基準（以下「広告取扱基準」という。）は別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格等は、仕様書で別途定める。

(広告を掲載する期間)

第7条 広告を掲載する期間は6か月を1単位とし、1単位あたりの掲載回数は7回（毎月の給与6回、期末・勤勉手当1回）とする。

(広告申込者の募集)

第8条 広告申込者の募集は、募集の条件等を明示した募集要領（以下「募集要領」という。）を定め、県の公式ウェブサイト等に掲載することにより公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載の申込みは、「広告掲載（変更）申込書（第1号様式）」を県に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の規定により申込みできる広告掲載の期間は、第7条の規定による1単位（6か月）ごととし、最短1単位（6か月）から最長6単位（36か月）までとする。

（広告契約候補者の選定及び通知）

第10条 県は、前条の申込書を提出した広告申込者及びその広告内容について、本要綱、広告取扱基準及び募集要領に適合するかを審査したうえで、申込額から1単位あたりの申込額（以下「算出申込額」という。）を算出し、算出申込額が県の予定する額以上で最も高い者を広告契約候補者として選定する。

- 2 算出申込額が最高価格である広告申込者が2者以上あるときは、広告掲載期間が長いものを優先して選定する。
- 3 前項の規定により選定した広告申込者がなお2者以上あるときは、くじにより選定するものとする。
- 4 県は、前3項の規定により広告契約候補者を選定し決定したときは、「広告掲載の申込み及び掲載について（第2号様式）」により、広告申込者に通知する。

（広告審査会）

第11条 前条の審査を行うため、岐阜県給与支払明細書広告審査会（以下「広告審査会」という。）を設置することとし、その事務局を総務部総務事務センターに置く。

- 2 広告審査会の会長は総務部長を、委員は総務部次長、人事課長、総務事務センター長、教育総務課長、義務教育課長、高校教育課長、警務課長をもって充てる。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、総務部次長がその職務を代理する。

（会議）

第12条 広告審査会は、広告掲載の可否について疑義が生じる等、会長が必要と認めたときに会長が招集する。

- 2 広告審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 広告審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。
- 5 会長は、緊急その他やむを得ない理由により会議を開催することができないと認められるときは、書類の合議をもって会議の開催に代えることができる。

（契約の締結）

第13条 県は、第10条第4項の規定により広告契約候補者の決定を通知したときは「契約書（第3号様式）」を作成し、広告契約候補者と広告掲載に係る契約を締結することとする。

#### (広告原稿の提出及び確認)

第14条 広告契約者は、掲載を予定する広告の原稿を給与支払明細書が交付される月の前月20日（期末・勤勉手当にかかるものにあっては6月分は5月末、12月分は11月10日）までに提出しなければならない。なお、広告主が広告を掲載する場合は、広告の原稿と併せて当該広告主に係る「広告掲載（変更）申込書（第1号様式）」を県に提出しなければならない。ただし、同一の契約期間において当該申込書を提出済みの広告主（記載内容に変更がない場合に限る。）については、その提出を省略できるものとする。

- 2 県は、前項の広告の原稿等が提出された場合は、広告の内容等が申込書に記載された内容と相違なく、かつ、本要綱、広告取扱基準及び仕様書に適合していることを確認するものとする。
- 3 県は、前項の規定による確認の結果、広告の内容等が適切でないと認めるときは、広告契約者に対し広告の原稿の修正等を指示するものとし、広告契約者等はこれに応じなければならぬ。
- 4 広告契約者等は、県が給与支払明細書に掲載した広告に誤り等があった場合は、速やかに県を通じて広告の修正等の措置を講じなければならない。
- 5 広告代理業者などの広告契約者が広告主の広告を掲載しようとする場合は、あらかじめ、広告主に対し、広告契約者等の要件及び広告の要件が本要綱、広告取扱基準及び仕様書に適合する必要がある旨説明しなければならない。

#### (広告の変更)

第15条 広告契約者は、掲載する広告の内容を給与支払明細書の交付ごとに変更することができる。

2 前項の規定により広告の内容を変更しようとする際の広告の原稿の提出、広告の内容の確認等については、前条の規定を準用する。

#### (広告掲載の取消し等)

第16条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であるかにかかわらず広告契約者等への催告等を行わずに広告掲載の決定の取消し及び契約の解除、又は広告掲載の中止（以下「取消し等」という。）を行うことができる。

- (1) 広告契約者が、第14条第1項に規定する日までに掲載しようとする広告の原稿を提出しないとき
- (2) 広告契約者等が、県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき
- (3) 広告契約者等が、社会的信用を損なうような不祥事を起こしたとき
- (4) 広告契約者等が、書面により掲載取下げを申し出たとき
- (5) 広告契約者等が、第4条各項のいずれかに該当する業種又は事業者等であることが判明し

たとき

- (6) 広告の内容等が、第5条、第6条、広告取扱基準又は募集要領に抵触していることが判明したとき
- (7) 広告契約者が、第14条第3項（第15条第2項において準用する場合を含む。）に規定する修正等の指示に応じないとき
- (8) 広告契約者が、県の指定する期日までに第18条に規定する広告掲載料を納付しなかったとき
- (9) 県の業務上やむを得ない事由が生じたとき

- 2 県は、前項の規定により広告掲載の取消し等をしたときは、当該広告契約者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による広告掲載の取消し等により広告契約者等が損害を受けることがあっても、県はその賠償の責めを負わない。

(広告掲載の取下げの申出)

第17条 広告契約者は広告契約者等の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により県に申し出なければならない。

- 2 県は、前項の規定による申し出があったときは、直ちに、広告掲載の決定を取り消すものとする。

(広告掲載料)

第18条 契約金額をもって広告掲載料とする。

(広告掲載料の返還)

第19条 県は、前条の規定により納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告契約者等の責めに帰さない事由により広告を掲載しなかったときは、その全部又は一部を返還することができる。

- 2 返還する広告掲載料については、当該掲載期間における給与支払明細書への広告掲載回数に応じて広告掲載料を返還するものとする。なお、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 返還する広告掲載料には利子を附さない。

(広告契約者等の責務)

第20条 広告契約者等は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 第三者から、広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、広告契約者等の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第21条 本要綱、広告取扱基準及び募集要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県及び広告契約者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成22年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月9日から施行する。

(第1号様式)

## 広告掲載（変更）申込書

岐阜県給与支払明細書広告掲載要綱第9条第1項（第14条第1項、第15条第2項）の規定に基づき、広告掲載を次のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たり以下の事項を誓約します。

- 1 この申込書及びその添付書類については、事実と相違ありません。
- 2 岐阜県給与支払明細書広告掲載要綱及び広告取扱基準を遵守します。
- 3 岐阜県が、申込内容について岐阜県給与支払明細書広告掲載要綱等に適合しているか必要な調査を行うことに同意します。
- 4 岐阜県給与支払明細書広告掲載要綱第4条各号に該当する者ではありません。

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

申込区分 (いずれかを選択)	<input type="checkbox"/> 自社の広告を掲載する者 <input type="checkbox"/> 広告代理業者 <input type="checkbox"/> 広告代理業者を通じて広告掲載する者
住 所	〒
商号又は名称	
代表者氏名	印
業 務 内 容	
担当者部署・氏名・ 連絡先電話番号	
広告掲載期間	令和 年 月分から令和 年 月分まで（単位分）
申込額 〔広告掲載期間の総額 (税抜) を(A)に記入〕	円(A) (申込額にかかる消費税及び地方消費税の額(A×10%) 円(B)) ※AとBの合計が契約額となります。

[添付文書]

- 1 掲載を予定する広告原稿案（紙原稿及び電子ファイル）  
広告原稿案が定まっていない場合は、掲載を想定している類似の広告例  
なお、広告代理業者である広告契約者による広告主の変更時については、案ではなく原稿
- 2 広告契約者又は広告代理業者である広告契約者を通じて広告掲載しようとする者に係る資料
  - (1) 会社概要等（業種等がわかるもの又は会社のウェブサイトのURLなど）
  - (2) 岐阜県納税証明書（完納証明書：岐阜県の県税事務所が発行する全税目に未納の徴収金のない旨の証明書）。ただし、以下のいずれかに該当する場合は添付不要
    - (ア) 岐阜県内に事業所等を有しない場合
    - (イ) 岐阜県入札参加資格者名簿（「建設工事」又は「建設工事以外」のいずれか）に登載されている場合
  - (3) 法人の場合は、法人役員名簿（役員の氏名、ふりがな、役職、住所、生年月日を一覧にしたもの）
  - (4) 個人の場合は、申込者の氏名、ふりがな、住所、生年月日を記載したもの

※ 広告代理業者である広告契約者を通じて広告掲載しようとする者については、広告契約者がその者から本申込書及び添付文書を受領し、広告原稿と併せて県に提出すること。

### 【 法人の場合 】

#### ○法人役員名簿

ふりがな ----- 役員氏名	役 職	生年月日	住 所
			〒
			〒
			〒
			〒
			〒
			〒
			〒

### 【 個人の場合 】

ふりがな ----- 氏名	生年月日	住 所
		〒

(第2号様式)

第 号  
令和 年 月 日

(申込者) 様

岐阜県知事

広告掲載の申込み及び掲載について

[基準に適合する者に対する通知文例]

令和 年 月 日付で申込みがありました広告掲載について、岐阜県給与支払明細書  
広告掲載要綱及び岐阜県給与支払明細書広告取扱基準に適合するものと認め、掲載することに決定しましたので通知します。

[基準に適合しない者に対する通知文例]

令和 年 月 日付で申込みがありました広告については、掲載しないこととなりましたので、通知します。

記

掲載しない理由

(第3号様式)

岐阜県給与支払明細書広告掲載契約書

1 契約の目的 紙面表面枠外への広告掲載

2 掲載期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 契約金額

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

4 契約保証金

岐阜県（登録番号 T4000020210005）（以下「甲」という。）と＜広告契約者名＞（以下「乙」という。）とは、甲が作成し岐阜県職員（県費負担教職員を含む。）へ配付する給与支払明細書（以下「給与支払明細書」という。）に乙が作成した広告を掲載することについて、次の条項により契約を締結する。

（広告掲載の条件等）

第1条 乙は、別紙「岐阜県給与支払明細書広告掲載仕様書」に基づき、給与支払明細書に掲載する広告を作成するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が作成した広告を、給与支払明細書に掲載するものとする。

（契約金の納付方法）

第2条 乙は、契約時又は年度当初に甲が発行する納入通知書により、甲が定める期日までに以下の金額を納付しなければならない。

年度	納付金額
令和 年度	円
令和 年度	円
令和 年度	円

(協議による契約の解除)

第3条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(甲の契約解除権)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても乙への催告等を行わずにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結及び履行に関し、不正があったとき。
- (2) 掲載期間内に履行完了の見込みがないとき。

2 前項の場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

(広告掲載の取り下げの申し出)

第5条 乙は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするとき、又は契約を解除しようとするときは、書面により甲に申し出なければならない。

2 甲は、前項の規定による申し出があったときは、直ちに、広告掲載の決定を取り消すものとする。

(暴力団排除措置による解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 乙の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められるとき。
- (9) 乙が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約に基づく債権債務を譲渡したとき。
- (10) 乙が、(2)から(8)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((8)に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

#### (不当介入における通報義務)

第7条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

2 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、掲載期間内に履行を完了することができないときは、甲に掲載期間の延長を請求することができる。

#### (契約金の返還)

第8条 甲は、乙が納付した契約金は返還しないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がなく甲が掲載しなかった場合はこの限りではない。

2 前項ただし書の場合において返還する金額は、該当掲載期間における給与支払明細書の配付回数に応じて契約金を返還するものとする。なお、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定により返還する契約金には利子を付さない。

#### (損害賠償)

第9条 乙は、自己の責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

(乙の責務)

第10条 乙は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。

(遅延利息)

第11条 乙は、自己の責めに帰すべき事由により、契約金又はその一部を甲が定める期日までに納入しなかった場合は、当該期日の翌日から納入した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定を準用し、財務大臣が決定する率で計算して得られる相当金額を遅延利息として甲に納入するものとする。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に対して争いが生じた場合には、岐阜地方裁判所をその管轄裁判所とする。

(契約の費用等)

第15条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(甲の免責事項)

第16条 甲は、第1条に基づき掲載する広告の内容により発生した法的紛争等について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岐阜県岐阜市薮田南2-1-1

岐阜県知事

印

乙 住所

氏名（法人の場合は、法人名および代表者氏名）印